

奈良県青少年の健全育成に関する条例の一部改正の概要

平成30年3月

青少年・社会活動推進課

1 条例改正の趣旨

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「青少年インターネット環境整備法」という。)の改正に伴い、フィルタリングサービスのより一層の普及を図る等のため、所要の改正をするものである。

2 条例改正の内容

(1) 保護者の書面等提出義務の追加等(第30条の2関係)

ア 保護者は、青少年インターネット環境整備法の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由を記載した書面を提出する方法に加え、電磁的記録を提出する方法によることができる。

イ 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない理由として規則で定める理由を記載した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行年月日

公布の日から施行する。